

書面による解除（クーリングオフ）に関する政省令案

制度調査部
金本 悠希

金融商品取引業者等の販売・勧誘ルール政省令案 5

【要約】

2007年4月13日に、金融商品取引法制に関する政省令案が公表された。内容は多岐に渡るが、本稿では、公表された政省令案を踏まえ、書面による契約の解除（クーリングオフ）について扱う。

今回の政省令案では、書面による解除が認められる金融商品取引契約として、投資顧問契約のみが指定されている。契約締結時交付書面を受領して、10日間の間、契約を解除できるとされている。

業者が、顧客に契約を解除させないようにすることを防止するため、契約を解除した場合の損害賠償額・違約金が一定限度に制限されている。政省令案では、その限度額についても定められている。

1. はじめに

2006年6月7日、証券取引法を金融商品取引法（以下、金商法）に改正することなどを内容とする、「証券取引法等の一部を改正する法律」「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が可決・成立した。

金融商品取引法の中で、一定の金融商品取引契約は書面による解除（いわゆるクーリングオフ）ができると規定されている。しかし、書面による解除ができる金融商品取引契約の指定は政令にゆだねられていた。

2007年4月13日に、金融商品取引法制に関する政令案・内閣府令案等が金融庁によって公表された。そのなかで、書面による解除に関する政省令案も公表されており、対象金融商品取引契約として投資顧問契約が指定されている。本稿では、政省令案も含めて書面による解除について解説する。

2. 書面による解除

(1) 対象契約

前述のように、金商法では、一定の金融商品取引契約を締結した場合、書面により解除することができる（金商法37条の6第1項）。これは、消費者保護の観点から、いったん契約が成立した後に契約を解除することを認める制度であると考えられる（ただし、解除ができるのは個人に限られない）。

この書面による解除が認められる金融商品取引契約は、金商法では以下のものとされている（金商

法 37 条の 6 第 1 項)。

当該金融商品取引契約の内容その他の事情を勘案して政令で定めるもの

この「政令で定めるもの」として、今回公表された金融商品取引法施行令案では、投資顧問契約のみが指定されており、他に指定されている金融商品取引契約はない(金融商品取引法施行令案 16 条の 3 第 1 項)。

(2) 解除可能期間

金商法で、解除することができる期間は、顧客が契約締結時等に交付される書面を受領した日から「政令で定める日数」を経過するまでの間とされている(金商法 37 条の 6 第 1 項)。

この「政令で定める日数」は、今回公表された金融商品取引法施行令案では、10 日とされている(金融商品取引法施行令案 16 条の 3 第 2 項)。

(3) 適用が除外される場合

金商法で、「内閣府令で定める場合」を除き、解除することができる(金商法 37 条の 6 第 1 項)。

しかし、今回公表された政省令案には、この「内閣府令で定める場合」は指定されていない。よって、今回公表された政省令案では、書面による契約解除の適用が除外される場合はないということになる。

(4) 契約解除の効力が生じる時点

金商法で、契約の解除は、「契約の解除を行う旨の書面を発した時に、その効力を生ずる」とされている(金商法 37 条の 6 第 2 項)。

(5) 損害賠償額・違約金の制限

金商法は、契約の解除がなされた場合に、金融商品取引業者等が請求できる損害賠償額・違約金を一定限度に制限している(金商法 37 条の 6 第 3 項)。

仮に、契約を解除した場合に、業者が巨額の損害賠償額・違約金を請求できるとすると、顧客が契

約解除を行うことを躊躇させてしまうおそれがある。しかし、このように損害賠償額・違約金が一定限度に制限されているため、そのようなことは禁止されることになる。

金融商品取引業者等が請求できる損害賠償・違約金の額は、金商法で以下の額にまで制限されている（金商法 37 条の 6 第 3 項）。

当該金融商品取引契約の解除までの期間に相当する手数料、報酬その他の当該金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき対価の額として内閣府令で定める金額

この「内閣府令で定める金額」は、今回公表された政省令案では以下のように定められている（金融商品取引業等に関する内閣府令案 122 条）。

解除時まで投資顧問契約に基づき助言を行わなかった場合	投資顧問契約の締結のために、通常要する費用の額に相当する金額
投資顧問契約により報酬の額を助言の回数に応じて算定することとしている場合	業者が解除時までに行った助言の回数に応じて算定した報酬の額(1)に相当する金額
以外	投資顧問契約の契約期間の全期間に係る報酬の額を、契約期間の総日数(2)で除して得た額に、契約締結時交付書面を受領した日から解除時までの日数を乗じて得た額(3)に相当する金額

- 1 その額が、業者の助言に対する報酬として社会通念上相当と認められる額を超える場合は、その超える部分の額は控除する。
- 2 解除時において当該契約期間が確定していないときは、当該契約期間の総日数は 365 日とみなされる。
- 3 その額が、業者の助言に対する報酬として社会通念上相当と認められる額を超える場合は、その超える部分の額は控除する。

(6) 業者の前払い金返還義務

金商法で、金融商品取引業者等は契約の解除があった場合に、当該金融商品取引契約について対価の前払いを受けているときは、(5) の内閣府令で定める金額を除き、顧客に返還しなければならないとされている（金商法 37 条の 6 第 4 項）。

仮にあらかじめ顧客に巨額の前払い金を払わせ、契約を解除した場合はその前払い金を返還しないとするのが許されれば、顧客に契約解除を躊躇させるおそれがある。しかし、この規定によってそのようなことは禁止されることになる。

(7) 顧客に不利な特約の無効

金商法により、(1)から(6)の規定に反する特約で顧客に不利なものは無効とされる(金商法37条の6第5項)。

この規定によって、顧客に不利な特約を結ばせることで、業者が顧客に契約の解除をできなくさせたり、困難にさせたりすることが禁止されることになる。

3. 施行日

金融商品取引法の施行は、2007年12月13日までの政令で定める日¹である。しかし、金融庁のホームページでは、2007年9月ころを予定しているとされている²。

¹ 「証券取引法等の一部を改正する法律」が公布(2006年6月14日)されてから、1年6ヶ月を超えない政令で定める日。

² <http://www.fsa.go.jp/news/18/syouken/20070413-3.html> 参照。